

利根町告示第101号

平成20年第4回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年12月2日

利根町長 井原正光

1. 招集の日 平成20年12月5日
2. 招集の場所 利根町議会議場

平成20年第4回利根町議会定例会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	12. 5	金	本会議	開会 提出議案説明（一部採決）	午前10時
2	12. 6	土	休 会	議案調査	
3	12. 7	日	休 会	議案調査	
4	12. 8	月	休 会	議案調査	
5	12. 9	火	本会議	一般質問（5人）	午前10時
6	12. 10	水	本会議	一般質問（5人）	午前10時
7	12. 11	木	本会議	質疑・討論・採決  閉会	午前10時

平成20年第4回  
利根町議会定例会会議録 第1号

平成20年12月5日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

1. 会議録署名議員

4番 白旗 修君

5番 守谷 貞明君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

平成20年12月5日(金曜日)

午前10時開会

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第74号 利根町税条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第75号 がんばる利根町応援基金条例

日程第5 議案第76号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第78号 平成20年度利根町一般会計補正予算(第4号)

日程第7 議案第79号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第8 議案第80号 平成20年度利根町老人保健特別会計補正予算(第2号)

日程第9 議案第81号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第82号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第83号 平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第84号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第85号 財産の取得について

日程第14 議案第86号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第15 議案第87号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

日程第16 議案第88号 利根町教育委員会委員の任命について

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第18 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第74号

日程第4 議案第75号

- 日程第 5 議案第76号
- 日程第 6 議案第78号
- 日程第 7 議案第79号
- 日程第 8 議案第80号
- 日程第 9 議案第81号
- 日程第10 議案第82号
- 日程第11 議案第83号
- 日程第12 議案第84号
- 日程第13 議案第85号
- 日程第14 議案第86号
- 日程第15 議案第87号
- 日程第16 議案第88号
- 日程第17 諮問第 1 号
- 日程第18 休会の件

---

午前 10 時 00 分開会

議長（岩佐康三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成20年第 4 回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

議長（岩佐康三君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

今期定例会に監査委員から、平成20年 8 月分から10月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

次に、町長から議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長吉浜昇一君。

〔議会事務局長吉浜昇一君登壇〕

議会事務局長（吉浜昇一君） 今期定例会に、町長から、条例の制定 1 件、条例の一部改正 2 件、補正予算 7 件、財産の取得 1 件、人事案件 3 件、その他 1 件、計15件の議案が提出されましたので、ご報告いたします。

議案第74号 利根町税条例の一部を改正する条例

議案第75号 がんばる利根町応援基金条例

議案第76号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例

議案第78号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第79号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第80号 平成20年度利根町老人保健特別会計補正予算（第2号）  
議案第81号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第82号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第83号 平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第84号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第85号 財産の取得について  
議案第86号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第87号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について  
議案第88号 利根町教育委員会委員の任命について  
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上、報告いたします。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長（岩佐康三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、

4番 白旗 修君

5番 守谷 貞明君

を指名いたします。

---

議長（岩佐康三君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの通算7日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月11日までの7日間に決定いたしました。

会期の内訳は、お手元に配付の会期日程のとおり行いたいと思っております。ご協力のほどお願いいたします。

---

議長（岩佐康三君） 審議に入るに当たりまして、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） おはようございます。

平成20年第4回利根町議会定例会の開会に当たり、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政の一端を申し述べます。

百年に一度の暴風王と例えられた未曾有の金融危機に襲われた本年も、年の瀬を迎えました。先月21日に内閣府が発表いたしました月例経済報告書でも、景気は弱まっているとし、先行きについては、原油価格等の下落による一定の効果が期待されるものの、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下ぶれ懸念、株式為替市場の大幅な変動などから、雇用情勢などを含め、景気の状態がさらに厳しいものとなるリスクが存在することに留意する必要があるとしています。まさに先行き不透明な経済情勢と言わざるを得ません。

このような情勢を踏まえ、政府は、新たな経済対策を打ち出すとともに、日本経済の成長力を強化し、豊かで安心できる国民生活を実現するための経済財政改革の道筋を示した経済財政改革の基本方針2008を閣議決定し、その実現のため、必要な財源を徹底した国の歳出見直しの中で確保するとしています。一方、地方財政においては、国の徹底した歳出見直しと歩調を合わせつつ、自治体の自助努力を促し、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制するとしており、一般財源総額の確保は余談を許さない状況にあります。

このようなことから、先般開催されました全国町村長大会に、私も出席をし、地方交付税の持つ財政調整、財源保障機能を堅持するとともに、三位一体の改革において削減された地方交付税総額を復元、増額することなどを柱とした決議を採択して、国に強く要請したところであります。

改めて本町の財政状況を検証してみますと、財政調整基金や減債基金、その他、特定目的基金の取り崩しによって、これまで財源を確保してきており、ピーク時の平成12年度末に約41億6,000万円あった基金残高が、平成19年度末には約27億2,000万円までに減少しております。さらに、今後の町税収入を見ても、退職者による給与収入の減少により減収傾向にあって、地方交付税も不透明な部分があり、歳入確保が厳しい状況にあります。

一方の歳出におきましては、集中改革プランにより、人件費や物件費を中心とした経常経費の削減を行ってまいりました。平成19年度の集中改革プランの実績を申し上げますと、総額約5億5,000万円の効果を出すことができ、プラン3年目である平成19年度においても目標を達成することができました。

しかし、社会補償費である扶助費や特別会計への繰出金、一部事務組合負担金の補助金等の増額が財政上の大きな負担となってきており、さらなる行政改革の断行が必要であると考えております。

今年の本町は、100年を超す歴史を持った小学校が、4月に統合して新たな歴史を刻み、その一步を踏み出した年でもありました。統合後の小学校におきましては、円滑に学校運営が行われており、この場をお借りして、関係各位に対し厚くお礼を申し上げる次第でございます。

教育に関しましては、先日、私あてに、町外に住む方から1通の電子メールが届きました。本町にご両親が住んでおられる方でございますが、本町の豊かな自然環境を生かして、教育に力を入れてすばらしい町になってほしいという内容でございました。町外に住んでおられる方でも、ふるさとに熱い思いを抱き、気にかけてくださる方が多くおられることを大変うれしく思うと同時に、身の引き締まる思いでありました。

また、懸案である総合振興計画との整合性や町有地の高度利用を図るために進めております都市計画マスタープランの見直しにつきましては、大詰めの段階にきておりまして、現在、見直し原案を作成し、県の関係各課に照会をしております。この見直し作業に当たりましては、広くご意見等を拝聴するため、町民の方にボランティアで、4地区に分けた地区分会や、まちづくり協議会のメンバーに入っただき、さまざまなご意見やご提言などを出していただきました。今後のスケジュールといたしましては、12月10日に県庁にて報告会を実施する予定であります。その後、町の都市計画審議会に諮って決定していきたいと考えております。

地方分権の流れや、厳しい財政状況の中で、特色あるまちづくりを進める上で、行政と住民が協働していかなければなりません。引き続き、町民の皆様方の英知をお借りしながら、町政運営に全力を傾注してまいります。議員各員のなお一層のお力添えを、切にお願い申し上げる次第でございます。

最後に、龍ヶ崎地方衛生組合損害賠償請求訴訟についてご報告申し上げます。

第3回定例会冒頭にも、談合で受けた損害額を支払うよう8月25日に通知を発送した旨、ご報告申し上げましたが、その後、10月6日、組合議会臨時会において、訴えの提起について議決されたことに伴い、契約者であるJFEエンジニアリング株式会社に対し、損害賠償金として3億4,965万4,200円の支払いを求める訴えを平成20年12月4日、きのうでございますが、東京地方裁判所に提訴をいたしましたことをご報告申し上げたいと思います。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、条例制定が1件、条例改正が2件、補正予算が7件、人事案件が2件、諮問及びその他が3件の、合計15件のご審議をお願いする次第でございます。

議案第74号は、利根町税条例の一部を改正する条例で、地方税法等の一部を改正する法律等の施行を受けて改正するものであります。

議案第75号は、がんばる利根町応援基金条例で、本町を応援したいと思う方からの寄附金の適正管理と効果的な活用を図るため基金を設置したいので、提案するものであります。

議案第76号は、利根町基金設置条例の一部を改正する条例で、特定目的基金の統廃合を図り、基金を活用するため改正するものであります。

議案第78号は、平成20年度利根町一般会計補正予算(第4号)で、歳入歳出それぞれ3億596万4,000円を追加し、総額を55億8,645万3,000円とするものであります。歳入の主なものは繰入金で、歳出の主なものは基金費であります。



議案第79号は、平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）で、直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ82万5,000円を追加し、総額を1億1,323万6,000円とするものであります。

議案第80号は、平成20年度利根町老人保健特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ1,578万2,000円を追加し、総額を1億8,231万5,000円とするものであります。

議案第81号は、平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ386万7,000円を追加し、総額を3億7,179万8,000円とするものであります。

議案第82号は、平成20年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）で、債務負担行為の補正を行うものであります。

議案第83号は、平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ98万円を追加し、総額を9億4,460万円とするものであります。

議案第84号は、平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第2号）で、資本的収入及び支出の資本的収入を580万円追加し、総額を1,380万円とし、また、資本的支出を580万円追加し、総額を1億3,656万5,000円とするものであります。

議案第85号は、財産の取得についてで、利根町消防団第14分団配備の消防ポンプ自動車の買いかえのため、条例の規定により提案するものであります。

議案第86号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、利根町大字羽根野850番地206、宇都宮康雄氏を利根町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第87号は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてで、広域連合議会の議員定数及び選挙方法等の変更、並びに、関係市町村長の代表者で構成する協議組織を設置することに伴う規約変更の協議についてで、地方自治法の規定により提案するものであります。

議案第88号は、利根町教育委員会委員の任命についてで、利根町大字中谷11番地、山中亮助氏を利根町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてで、利根町大字布川3080番地、北見孝齊氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩佐康三君） 総括説明が終わりました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第3、議案第74号 利根町税条例の一部を改正する条例及び日程第5 議案第76号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題と

したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第74号 利根町税条例の一部を改正する条例及び議案第76号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第74号について、税務課長矢口 功君。

〔税務課長矢口 功君登壇〕

税務課長（矢口 功君） 補足説明をいたします前に、おわびと訂正をお願いしたいと思います。

今回提案しました議案第74号の参考資料（1）の新旧対照表と参考資料（2）の条例の施行年月日の一覧表が手元にあるかと存じますけれども、参考資料（2）の中身を訂正、削除をしていただきたいと思います。

四角の表の中にくくってございます第1条第1号、項目、市町村民税の改正条文です。その2段目、改正条例附則第20項及び第21項条の規定と、条例の「条」、条文の「条」という字がミスプリントで入ってしまいましたので、大変申しわけございませんが、削除の方をお願いしたいと存じます。

それでは、議案第74号 利根町税条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

今回の改正につきましては、平成20年度の税制改正に伴います地方税法及び租税特別措置法等の改正を受けましての改正でございます。さきの6月議会で承認をいただきました専決処分で改正いたしました内容以外の改正分でございます。今回提案いたしました主な改正点は、第1点目は、ふるさと納税制度を含めた寄附金税制の拡充、第2点目は、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の導入、第3点目につきましては、株式の譲渡益、配当等に対する証券税制の見直しでございます。

それでは、お手元の参考資料（1）の新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第19条でございますけれども、第19条は納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金にかかわる延滞金についての改正でございます。新たに公的年金等からの個人の町民税の特別徴収制度の創設に伴いましての年金給付に係る特別徴収の納入義務について追加規定をしたものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

次の第33条は、所得割の課税標準についての改正でございます。新たに寄附金税額控除の創設に伴い、現行の第34条の8に規定する配当割額、または株式等、譲渡所得割額の控除の規定が1条繰り下がったことによる条文の整理を行った改正でございます。

3 ページ、お願いします。

第34条の2は、所得控除についての改正でございまして、従来までの所得控除の中で規定していました寄附金控除、これが廃止になりまして、新たに寄附金税額控除を創設するための条文の整理の改正でございまして。

次に、34条の7は、寄附金税額控除が創設されたことについての条文の追加改正でございまして。今回改正となりました寄附金税額控除の内容でございましてけれども、寄附金の対象となる範囲につきましては、現行の都道府県、市町村または特別区及び都道府県共同募金会、並びに日本赤十字社支部に対する寄附金のほか、新たに地域の住民福祉の増進に寄与するものとして、都道府県または町が条例により指定した法人に対する寄附金につきましても、個人住民税の寄附金控除の適用対象に追加したものでございまして、当町にあっては、県条例に準じて、県内に主たる事業所を有する法人に対する寄附金について控除の対象としたものでございまして。

寄附金にかかわる控除方式は、これまでの所得控除方式から税額控除方式に改められるもので、住民税の税額控除率は、寄附金から5,000円を控除した額に対して、基本控除として、県が4%、町が6%の計10%を控除するものでございまして。寄附金控除の適用下限額につきましては、これまでの10万円から5,000円に引き下げを行うものでございまして。

また、新たに、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができるように、都道府県または市町村に対する寄附金税制が大幅に拡大されたものでございまして。これは、いわゆるふるさと納税と言われるものでございまして、内容としましては、寄附金から5,000円を控除した額に対して、基本控除でございまして10%に加えて、特例控除としまして個人住民税所得割額のおおむね1割を限度としまして所得税と合わせて全額が控除されるものでございまして。

また、この住民税の基本控除の対象となる寄附金の限度額は、地方公共団体以外に対する寄附金と合わせまして、これまでの総所得金額の25%から30%に引き上げられるものでございまして。対象としましては、都道府県、市町村であれば出身地や過去の居住地などに限定されないこととなりますが、一部事務組合や広域連合は非該当となるものでございまして。

なお、この寄附金の対象は、本年、平成20年1月以後の寄附金から適用されますので、住民税の控除につきましては、来年度、21年度からということになります。また、この控除を受けるに当たりましては、確定申告が必要ということになります。

それでは、3ページから6ページになります。

第1項では、ただいま申し上げました内容のほか、寄附金税額控除の対象となる法人等の範囲について規定をしたものでございまして。

6ページ、7ページになります。

第2項につきましては、都道府県または市町村に対する寄附金に係る寄附金控除額のうち

ち、特例控除についての規定でございます。これは、当該寄附を行った納税義務者の課税総所得金額の割合、いわゆる限界税率でございますけれども、これに応じまして個人住民税所得割額のおおむね1割を限度として控除するというものでございます。

8ページをお願いいたします。

第34条の8は、外国税額控除についての改正でございます。現行の第34条の7に規定しているものを寄附金税額控除の条文が創設されたことに伴いまして、条文を1条繰り下げ、条文の整理を図ったことによる改正でございます。

次の34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除につきましても、同様でございます。現行の34条の8に規定していたものを、1を繰り下げまして、条文の整理を図ったことによる改正でございます。

9ページから10ページになります。

第36条の2は、町民税の申告についての改正でございます。第1項及び第4項の改正につきましては、現行の寄附金控除が廃止になりまして、新たに寄附金税額控除が創設されたことによる改正でございます。

10ページになります。

第6項は、公的年金等に係る特別徴収制度の創設に伴う条文の整理を行ったことによる改正でございます。

11ページから12ページになります。

第38条の個人の町民税の徴収の方法、及び第41条、個人の町民税の納税通知書の改正につきましても同様でございます。公的年金に係る特別徴収制度の創設、これに伴います条文の整理をするための改正でございます。

11ページ一番下から、14ページになります。

第44条、個人の町民税の特別徴収の改正につきましては、見出しを給与所得に係る個人の町民税の特別徴収に改めるものでございまして、内容としましては、これまでの給与所得に、新たに公的年金等に係る特別徴収制度の創設に伴う条文の追加、整理をするための改正でございます。

14ページになります。

第45条、特別徴収義務者の指定等から15ページの第47条普通徴収税額への繰り入れまでの改正につきましては、給与所得に係る特別徴収につきまして、また、公的年金等に係る特別徴収制度の創設に伴いまして、それぞれ条文の見出しの整理及び条文の整理をするための改正を行ったものでございます。

15ページの第47条の2から20ページにかけての第47条の6までの5条の規定につきましては、新たに個人住民税における公的年金からの特別徴収が制度化されたことに伴いまして、新たに設けられた追加規定でございます。

まず、15ページの下から16ページになります。

第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収でございますが、第1項は、個人住民税において納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払いを受けている者で、当該年度の初日に国民年金法に基づく老齢等年金給付を受けている65歳以上の公的年金等の受給者で、当該年度の初日の属する年の1月1日以後、引き続き町内に住所を有しない者、老齢等年金給付の年額が18万円未満の者、また、介護保険料の特別徴収対象者でない者、及び、当該年度の年金支給を受給しないことと認められる者などの以外の納税義務者については、前年中の年金所得のうち、所得割及び均等割の合計額の2分の1を、平成21年10月支給分から翌年の3月31日支給分まで特別徴収されることに伴う改正であります。

16ページ一番下の第2項につきましては、特別徴収対象年金所得者で年金所得以外の所得がある場合につきましては、加算して特別徴収とするものでございます。

17ページの第3項は、新たに特別徴収が開始となる年度においては、特別徴収すべき年税額から2分の1を控除した残りの徴収分につきましては、9月30日までのものにつきましては普通徴収とするものでございます。

次の第47条の3、特別徴収義務者につきましては、老齢等年金給付の支払いをするいわゆる年金保険者でございますが、具体的には、社会保険庁または共済組合等でございます。

次に、18ページ、お願いします。

第47条の4、年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務でございますけれども、年金保険者は、老齢等年金給付の支払いを受ける際に徴収した税額を、その徴収した月の翌月の10日までに町に納入しなければならない義務を負うとしたものでございます。

また、老齢等年金給付の際に特別徴収の方法により徴収すべき額は、それぞれの期間において徴収すべき額を当該期間における年金給付の支払いの回数で除していた額とするものでございます。

18ページ、19ページになります。

第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等につきましては、この特別徴収の方法につきましては、上半期の4月、6月、8月の年金支給月ごとに、前年度の下半期の特別徴収額の3分の1ずつを仮徴収とするもので、下半期の10月、12月、2月の年金支給月ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を控除した額の3分の1ずつを本徴収するものであります。

また、特別徴収を開始する年度に当たりましては、上半期には普通徴収で、下半期には特別徴収をするというものでございます。

続きまして、20ページの第47条の6をお願いいたします。

第47条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰り入れにつきましては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合は、普通徴収により徴収するとする規定でございますが、第2項につきましては、既に納入された特別徴収税額が対象

税額を超えることとなった場合は、還付しなければならないということになるわけですが、特別徴収対象年金所得者につきまして未納となっている徴収金がある場合につきましては、地方税法の規定によりまして当該還付金を未納の徴収金に充当することができるとするものの規定でございます。

21ページから22ページになります。

第51条、町民税の減免の改正につきましては、公益法人制度改革による改正でございますが、民法第34条の公益法人を公益社団法人及び公益財団法人に改めるものでございまして、次の第56条の改正につきましても、同様でございます。

続きまして、22ページ、中ほどになります。

附則の改正でございます。改正後の第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例についてでございますが、これにつきましては、租税特別措置法の改正に伴いまして公益法人等への非課税承認が取り消されたことなどによる特定贈与等にかかわる個人住民税の所得割のみなし課税の規定でございます。

23ページになります。

第5条ですけれども、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等についてでございますが、第3項の改正につきましては、寄附金税額控除の創設に伴う条文の整理を図ったことによる改正でございます。

次の第6条は、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についてでございますが、第3項の改正は、租税特別措置法の改正に伴いまして附則第4条の2の追加規定をしたことに伴いましての条文の整理を図ったものでございます。

次の24ページ。

第7条でございます。個人の町民税の配当控除、及び、一番下から次の25ページになります。第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての改正でございますけれども、こちらにつきましては、寄附金税額控除の創設に伴いましての条文の整理を図ったことによるものでございます。

同じく、25ページから26ページになります。

第7条の4でございますが、寄附金税額控除における特例控除額の特例についての改正でございますが、先ほど申しましたように本則の方で寄附金税額控除が新たに設けられましたことに伴いましての改正でございますが、寄附金税額控除を受ける場合の特例控除の特例についての追加改正でございます。

26ページから27、28ページになります。

第8条でございますが、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についての改正でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の所得割の課税の特例につきまして、免税対象牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外するという規定でございます。これは、租税特別措置法

の改正によるものでございまして、その適用する特例期限を現行の平成21年度までのものを平成24年度まで、3年間延長するという改正でございます。

28ページから30ページになります。

第16条の3は、特別土地保有税の課税の停止でございまして、現行の条文は削除となっているものでございますけれども、新たに見出しとしまして、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例について改めるものでございます。

内容といたしましては、上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税制度の創設に伴う条文の追加規定でございます。現行法上は、個人が支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の税率につきましては、平成21年3月31日まで軽減税率を適用することとなっているわけでありましたが、これが平成20年12月31日をもって軽減税率が廃止となりまして、平成21年1月1日以後に支払われるべき上場株式等の配当につきましては、特例措置としまして、当分の間、これは平成21年1月1日から平成22年度12月31日までの間になるわけですが、この間に支払いを受けるべき配当等にかかわる配当割の税率につきましては、3%の軽減税率を適用とする改正でございます。

さらに、現行制度上、配当割として特別徴収されました上場株式等に係る配当所得につきましては、申告により総合課税を選択しまして、配当控除の適用を受けることが可能でございますけれども、平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等に係る配当所得についての申告をした場合、総合課税と申告課税のいずれかを選択できることとしたものでございます。

次の31ページ、第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得に係る町民税の課税の特例、32ページの第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、33ページになります第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、これらの改正につきましては、寄附金税額控除の創設に伴いましての見出し及び条文の整理による改正でございます。

続きまして、34ページ、35ページをお願いいたします。

第19条は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についての改正でございまして、平成20年12月31日までに行われる譲渡をもって現行の軽減税率3%が廃止となることから、特例措置としまして当分の間、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の株式等譲渡所得割の税率については、軽減税率3%を適用することとした改正でございます。

35ページから36ページ。

第19条の2は、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例についてでございまして、第2項の改正につきましては、租税特別措置法の改正に伴いまして、同法から引用する文言の整理を行ったことによる改正でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

36ページの第19条の3、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町

民税の課税の特例についての改正でございます。上場株式等に係る譲渡所得等の税率につきましては、平成20年12月31日までに行われる譲渡をもって軽減税率の3%、このうち町分としまして1.8%分が廃止となることから、削除とする改正でございます。

次の改正後の第19条の5でございますが、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例についての規定でございます。現行の上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を改正後で19条の6に1条繰り下げたことに伴い、新たに規定するものでございまして、これは源泉徴収口座内配当等に係る申告分離選択課税制度の創設に伴いましての見出し及び条文の追加等の改正でございます。これは、個人が上場株式等の配当等の支払いを受けている場合で、源泉徴収選択口座を開設しているときにつきましては、当該上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができるものとした改正でございます。

次の38ページから41ページになります。

現行の19条の5、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の改正につきましては、現行の条文を1条繰り下げまして第19条の6とし、見出しを上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に改めるものでございます。

41ページの現行の第4項を第7項に、40ページの第3項を第6項に、第2項を削りまして、39ページの第1項を第4項に繰り下げまして、38ページになりますが、新たに第1項から第3項まで、及び、第4項の次に、40ページになりますが、第5項をそれぞれ追加規定するものでございます。

これは、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得の間での損益通算制度の創設に伴う条文の整理、並びに、源泉徴収口座内配当等に係る申告分離選択課税制度の創設に伴う条文の追加等の改正でございます。

平成22年度分以後の個人住民税につきましては、同一年中または過去3年以内に各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の間で損益通算を行うことができるものとした改正でございます。

41ページから42ページになります。

第20条の2は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例についてでございます。第2項の改正は、寄附金税額控除の創設に伴う条文の整理のための改正でございます。

次に、42ページから45ページになります。

第20条の4は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての改正でございます。租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴いましての条文の整理のための改正でございます。

次、46ページ。

第20条の5、保険料に係る個人の町民税の課税の特例についての改正につきましては、租税条約の実施特例法の改正に伴いまして、文言の整理をするための改正でございます。



次の第21条、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、公益法人制度改革による租税特別措置法、法人税法及び地方税法の特定等に関する法律の改正に伴い、新たに追加条文を設けるための改正でございまして、旧民法第34条の法人が設置したものに対する固定資産税につきましては、現行の民法法人から新制度への移行期間となります平成21年度から25年度までの間は、非課税措置を継続するとの改正でございます。

以上が、本則及び附則の改正でございます。

続きまして、施行日等についての附則の改正についてでございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、特に定めのあるものにつきましては、その適用日より適用するものでございます。

その中で主なものにつきましてご説明いたします。

お手元に配付してございます参考資料(2)の方をごらんになっていただきたいと思いますと思います。こちらの方に一覧表としてまとめてございますので、こちらをごらんになっていただきたいと思います。

まず、1ページ、お願いいたします。

第1条第2号の市町村民税のうち、町民税の寄附金税額控除の改正につきましては、平成21年4月1日から適用となるものでございますけれども、ちょっと飛びまして、5ページ、お願いします。

第2条の第3項の経過措置にもございますように、町民税の寄附金税額控除につきましては、先ほど本則の説明でも申し上げましたが、平成20年1月1日以後の控除対象寄附金から適用するというものでございます。

次に、戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

第1条第2号の市町村民税のうち、公的年金等の所得に係る個人の町民税の特別徴収の改正につきましては、平成21年4月1日からの適用となるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第1条第5号の市町村民税の固定資産税で、公益法人制度の改正につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日となります平成20年12月1日から適用となるものでございます。

次に、6ページ、お願いします。

6ページの第2条第8項の市町村民税の経過措置で、上場株式等の配当所得に係る課税の特例、及び9ページ、第2条の第17項、上場株式等の譲渡所得に係る課税の特例につきましては、先ほど附則の方でも申し上げましたように、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの所得に適用するものでございます。このうち配当所得にかかわる課税の特例のにつきましては、附則第16条の3の第1項の規定を適用する場合には、上場株

式等にかかわる課税配当所得金額のうち、100万円以下の部分の税率につきましては、軽減税率の3%を適用するとするもので、また、譲渡所得に係る課税の特例につきましては、附則第19条第1項の規定を適用する場合につきましては、上場株式等に係る課税譲渡所得金額のうち、500万円以下の部分の税率につきましては、軽減税率3%を適用することとした改正でございます。

また、7ページの第2条第11項の上場株式等の配当所得の申告分離選択課税につきましては、平成21年1月1日以後に交付される配当から適用するものでございます。

また、8ページの第2条第13項の市町村民税の経過措置で、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得等の損益通算につきましては、平成22年度以後の年度分より適用するものでございます。

その他の改正条文の施行日につきましては、配付してございます一覧表の記載のとおりでございます。この参考資料をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第75号及び議案第76号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第75号 がんばる利根町応援基金条例について、補足してご説明申し上げます。

この条例については、地方税法等の一部改正によりまして、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されたことに伴いまして、利根町を応援したいと思う寄附者からの寄附金を適正に管理し、効果的に活用するために基金を設置したいので、提案をするものでございます。

それでは、各条項についてご説明申し上げます。

まず、第1条の目的規定については、寄附金を財源として、寄附者の思いを実現化することにより、利根町総合振興計画基本構想における町が目指す将来像でありますけれども安心して豊かに生活できる元気なまちづくりにすることを目的としたものでございます。

第2条の設置規定については、基金の名称をがんばる利根町応援基金と定めたものでございます。

第3条の積み立ての規定については、第1項及び第2項で寄附金と基金から生ずる収益を積み立てることを定めたものと、第3項で基金に積み立てる額は予算で定めることを規定するものでございます。

第4条の寄附金の使途の指定等の規定につきましては、第1項で寄附者が寄附金により実施する事業を指定することができるとし、その事業は規則で定めることとしたものでございます。

第2項では、寄附者がその事業を指定しなかったときには、町長が指定をすることを定

めたものでございます。

第5条の管理規定については、基金の現金の管理は、金融機関への預金等、最も確実かつ有利な方法で保管することを定めたものでございます。

第6条の処分規定は、寄附者が指定した事業に充てる場合に限り処分することができることを定めたものでございます。

第7条の委任規定は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることを定めたものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第76号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり当町の財政状況は、毎年度、財政調整基金や特定目的基金を取り崩して歳入の財源不足に充てているため、特定目的基金の統廃合を図り基金を活用するため、利根町庁舎施設整備基金、利根町総合運動公園建設基金、利根町図書館整備基金及び利根町公共公益施設整備事業基金の四つの基金を統合して利根町公共公益施設維持整備基金とします。

また、霞ヶ浦水源地域整備基金及び利根町国際交流基金を廃止するための改正をするものでございます。

それでは、お手元に配付してございます新旧対照表に基づきまして、ご説明申し上げます。

現行欄の一番上の利根町庁舎施設整備基金につきましては、平成元年に庁舎が建設されて以降、維持補修等に伴う工事等に充当をしてきてございましたが、この基金を廃止し、公共公益施設維持整備基金へ統合するものでございます。

次に、その下の霞ヶ浦水源地域整備基金については、平成7年度まで霞ヶ浦水源地域整備事業市町村交付金を積み立て、霞ヶ浦関連事業費に充ててきましたが、現在は交付金も廃止されまして、基金残高もないことから、廃止をするものでございます。

次に、二つ下の利根町公共公益施設整備事業基金については、現在、基金がある公共施設以外の公共施設の維持補修等に充ててきましたが、義務教育施設整備基金以外の施設整備等の基金である庁舎施設整備基金、総合運動公園建設基金、図書館整備基金の三つの基金を統合いたしまして、名称を公共公益施設維持整備基金に変更するとともに、積み立てに関する規定も、町長が必要と認めた金額も積み立てることができるように改正し、今後は、すべての公共公益施設の維持、または、整備のために有効活用するものでございます。

次に、三つ下の利根町総合運動公園建設基金については、総合運動公園建設事業に充てるため設置したものでございますが、現在、建設予定もなく、廃止をいたしまして、公共公益施設維持整備基金へ統合するものでございます。

次に、三つ下の利根町図書館整備基金については、平成8年に図書館が建設された以降

は維持補修に伴う工事等に充ててきましたが、この基金を廃止をし、公共公益施設整備基金へ統合するものでございます。

次に、二つ下の利根町国際交流基金については、平成5年に地域づくり特別対策事業基金から2億円を積み立てまして、その運用益などで海外派遣事業を実施してきましたが、今後は地域づくり特別対策事業基金により事業を実施することとし、この基金を廃止をしまして、環境施設整備基金に積み立てを行うものでございます。

積み立てを行う環境施設整備基金につきましては、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の負担金のうち、公債費分の財源として毎年基金を取り崩して財源に充てておりますが、現在の基金残高が約1億5,000万でございますので、利根町国際交流基金を廃止をし、将来の負担金のために積み立てを行うものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号 利根町税条例の一部を改正する条例及び議案第76号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例までの3件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月11日に、質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

---

午前11時14分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

議長（岩佐康三君） 日程第6、議案第78号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第4号）及び日程第12、議案第84号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第78号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第4号）及び議案第84号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題といたします。補足説明を求めます。

まず、議案第78号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第78号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

これは、平成21年4月から業務を実施したいため、債務負担を行うものでございます。

一番最初の議会費の議会会議録反訳委託から一番下の総務費の庁舎消防設備保守点検業務委託までの14件の事業でございます。期間といたしましては、平成20年度から21年度までの1年間で、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、7ページでございます。

第3表、地方債の補正でございます。

一つは、追加でございまして、まちづくり交付金事業債で主に押付本田地区のスーパー堤防整備事業に係ります事業費に充てるもので、限度額、起債の方法、利率、償還方法は、そこに記載のとおりでございます。

次に、変更でございまして、臨時財政対策債で限度額を76万5,000円増額いたしまして、起債の協議済みの1億9,876万5,000円とするものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

款8地方特例交付金、目1地方税等減収補てん臨時交付金で189万9,000円を計上するものでございます。これは、本年4月において道路特定財源の暫定税率が失効したことにより、影響を受けた交付金について自動車取得税分と地方道路譲与税分の減収分が臨時に交付されたことに伴うものでございます。

次に、款9地方交付税、目1地方交付税で207万1,000円を増額するものでございます。これは、今回交付されることになりました臨時交付金に伴いまして、普通交付税が再算定となりまして、調整率が変更になったことから増額となったものでございます。

次に、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金で733万3,000円を減額するものでございます。内訳といたしましては、社会福祉費負担金は障害者自立支援法の規定による自立支援医療、補装具及び障害者自立支援などの障害福祉サービスの増加に伴い557万5,000円増になりましたが、一方で、児童福祉費負担金で、保育所の入所児童が見込みより少なかったことによりまして、1,290万8,000円減額になったことによるものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金で10万円の増でございますが、こちらが障害者の日常生活用具給付がふえたことによるものでございます。

次に、目4総務費国庫補助金で549万1,000円の増でございます。これは、国において8月29日に決定されました地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金で、地域で生活者の不

安解消や防災対策など、総合対策を実施する地方公共団体に交付されることになり、交付限度額の内示があったことから計上をしたものでございます。

目5 土木費国庫補助金で2,700万円を計上するものでございます。これは、押付本田地区のスーパー堤防整備事業に係る事業費に充てるため、まちづくり交付金の計画作成をしまして事業申請を行ってきましたが、このたび交付内示があったことから計上をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金で366万7,000円を減額するものです。これは、先ほど国庫負担金でご説明をいたしました内容と同様の理由となっているものでございます。

次に、項2 県補助金、目2 民生費県補助金で91万5,000円を増額するものでございます。これは、障害者自立支援臨時特例交付金特別対策事業補助金でございますが、オストメイトトイレを庁舎と保健福祉センターの2カ所に設置するため、トイレ機器に対して補助されるものでございます。それと、地域生活支援事業補助金については、日常生活用具給付に対して補助されるものでございます。

目4 農林水産業費県補助金は504万9,000円を増額するものでございます。

内訳としまして、節2 水田農業対策費補助金については、営農組織に対しての転作作物用の栽培等に必要な機械導入の補助金で、節3 農地費補助金は、利根東部地区で行われております農地・水・環境保全向上対策事業に対する追加補助があることから計上したものでございます。節4 農業振興費補助金は、営農組織に対してのパイプハウス等を整備するための補助でございます。

次に、項3 県委託金、目3 教育費県委託金は、理科支援員等の配置等事業委託金で、委託金の金額が決定されたことに伴いまして増額をするものでございます。

款15財産収入、目2 利子及び配当金は、今回の議会に提案してございます特定目的基金の活用のための利根町基金設置条例の一部改正を提案してございますが、利根町総合運動公園基金及び利根町国際交流基金を廃止をいたしまして、利根町公共公益施設維持整備基金と利根町環境施設整備基金に、それぞれ統合等を行うことから、当初見込んでおりました基金利子を組み替えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款17繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金は6,446万1,000円を減額するものでございます。これは、今回の補正予算での財源調整を行うため、財政調整基金に繰り戻すものでございます。

次の次になりますが、目8を除きまして目4から目12までは、利根町基金設置条例の一部改正に関連するものでございます。

目4 庁舎施設整備基金繰入金で1,133万円を増額するものでございます。これは、庁舎

施設整備基金を廃止をして、公共公益施設維持整備基金に統合するために繰り入れするものでございます。

目8利根町公共公益施設維持整備事業基金繰入金で2,000万円を減額するものでございます。これは、まちづくり交付金の交付が見込まれるため基金に繰り戻すものでございます。

目10利根町国際交流基金繰入金で1億5,941万4,000円を計上するものでございます。これは、利根町総合運動公園建設基金を廃止をして、公共公益施設維持整備事業基金に統合するため繰り入れをするものでございます。

目12利根町図書館整備基金繰入金で2,240万8,000円を計上するものでございます。これは、利根町図書館整備基金を廃止をして、公共公益施設維持整備事業基金に統合するためのものでございます。

項2特別会計繰入金、目2老人保健特別会計繰入金で1,578万2,000円を増額するものでございます。これは、平成19年度の老人保健特別会計事業の確定によるものでございます。

款19諸収入の目5雑入では、雇用保険料個人負担立てかえ分を減額するものでございます。

款20町債、目1臨時財政対策債で76万5,000円を増額するもので、これは、先ほど地方債のところでご説明したものと同一理由でございます。

目3土木費で3,950万円を計上するものでございます。これは、スーパー堤防事業等に充てるためのものでございます。

続きまして、13ページで歳出でございますが、款2総務費、目3財政管理費の報償費は、ふるさと納税制度によります寄附者に対する謝礼を計上したものでございます。

目5財産管理費については、庁舎のオストメイトトイレを設置するための経費を計上したものでございます。

続きまして、項の2徴税费、目1税務総務費で2,685万1,000円を減額するものでございます。これは、退職された方々が主な対象でございますが、税制改正に伴い18年度分所得と比較し19年度分所得が大幅に減収となり、19年度分の所得税が課税されなかった方に対して、本来、所得変動の影響がある所得税の減額分を19年度個人住民税から減額するものでございましたが、見込み実績から推計しまして減額をいたすものでございます。

次に、目2賦課徴収費で551万円を増額するものでございます。これは、公的年金受給者から来年10月から住民税の特別徴収を行うため、電算システムの改修等、特別徴収を行うときに地方税電子化協議会に接続をして行うことが義務化されておりますことから、接続システムを構築するための経費を見込んだものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費で147万8,000円を増額するものでございます。これにつきましては、平成21年4月から開始を予定しております旅券交付事務のための準

備経費を見込んだものでございます。

次に、款3民生費、目1社会福祉総務費で1,166万1,000円を増額するものでございます。これは、主なものといたしまして障害者自立支援法の補装具、自立支援医療、障害福祉サービスの事業費が増加したことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

目8介護保険費の83万3,000円を増額につきましては、平成21年度から介護認定事務が変更されることに伴いまして、認定システムなどの改修に伴う経費の町負担分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

目10保健福祉センター費で44万1,000円を増額するものでございます。これは、施設内にオストメイトトイレを設置するための経費を計上したものでございます。

続きまして、項2児童福祉費、目2児童措置費で2,051万1,000円の減額につきましては、歳入でもご説明申し上げましたとおり、入所児童が少なかったことによるものでございます。

次の16ページでございますが、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費で188万5,000円を増額でございます。これは、感染症予防対策として発生が危惧されております新型インフルエンザ発生時の水際活動を行うために、フードつきつなぎ服、マスク及び手袋などを購入するためのもので、地域活性化・緊急安全実現総合対策として取り組むものでございます。

款5農林水産業費、目3農業振興費で141万円を増額するものでございます。これは、先ほどの歳入でご説明申し上げましたとおり、営農組織に対してのパイプハウス等を整備するための助成をするものでございます。

目4水田農業対策費で632万1,000円を増額するものでございます。こちらは、転作作物の栽培に必要な営農機械の導入をする営農組織に対して助成をするものでございます。

次のページの目5農地費については、利根東部地区で行われております農地・水・環境保全向上対策事業の啓発指導をするための経費を計上してございます。

款6商工費、目2商工振興費で110万円を増額するものでございます。これは、自治金融、振興金融の件数の増加に伴い、今後の信用保証料補給金を見込んだものでございます。

款7土木費、目2道路維持費については、まちづくり交付金等の内示があったことから財源内訳の変更をするものでございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費で90万9,000円を増額するものでございます。これは、現在策定を進めております都市計画マスタープランの印刷製本費を計上したものでございます。

目2公園費については、まちづくり交付金及びまちづくり事業債の歳入が見込めることから財源内訳を変更するものでございます。

次の款8消防費、目2非常備消防費で54万円を増額するものでございます。これは、災



害発生時の連絡用のトランシーバーを購入するものでございます。

次のページの目3 消防施設費については、防火水槽給水装置設置工事を予定しましたが、より効果的に施設の整備が可能な消火栓設置工事に変更するため、組み替えを行ったものでございます。

次に、目5 防災費の628万9,000円の増額については、災害発生時の非常用発電機、救助用ボートの購入、及び、利根川の河川情報を的確に把握するための機器及びLAN配線工事等の経費を見込んだものでございます。こちらにつきましても、地域活性化・緊急安心実現総合対策として取り組むものでございます。

次のページをお願いいたします。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費で21万3,000円を増額するもので、これは、退職手当負担金を計上したものでございます。

次に、目4 教育研究指導費で6万円の増額につきましては、理科支援員等の配置事業の経費を見込んだものでございます。

次に、項4 社会教育費、目1 社会教育総務費で118万2,000円を増額するものでございます。これは、障害者雇用促進法の規定で義務づけをされております障害者雇用率を達成するため、人件費を計上したものでございます。

目6 資料館費の77万2,000円の減額は、人件費の計上により臨時職員の賃金等を減額したものでございます。

次のページの款11 諸支出金の目1 財政調整基金の1,057万6,000円の増額は、余剰金を積み立てるものでございます。

目4 利根町総合運動公園建設基金費で10万5,000円の減額、目8 利根町国際交流基金費で40万円の減額については、基金の廃止に伴うものでございます。

目10 利根町環境施設整備基金費の1億5,981万4,000円の増額は、利根町国際交流基金を廃止して利根町環境施設整備基金に積み立てをするものでございます。

目11 利根町公共公益施設維持整備基金費は1億4,348万8,000円を計上するもので、庁舎施設整備基金、利根町運動公園建設基金、利根町図書館整備基金を廃止をして、利根町公共公益施設維持整備基金に統合するため積み立てをするものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第79号及び議案第80号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第79号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、補足してご説明申し上げます。

3ページ、お聞きいただきたいと思います。

施設勘定でありまして、第2表の債務負担行為の補正であります。これは、国保診療所

医療事務業務委託でありまして、窓口事務及び診療報酬請求等の事務を医療事務専門職に委託し、平成21年4月より業務を実施したいため、債務負担行為を行うものであります。期間につきましては、平成20年から21年度まででありまして、限度額といたしまして530万3,000円であります。

続きまして、5ページ、お願いいたします。

歳入でございます。款4繰入金、目1財政調整基金繰入金で82万5,000円の増額となっております。今回の補正財源といたしまして財政調整基金を取り崩して充当するものであります。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費、目1一般管理費で同額の82万5,000円を増額するものであります。これは、診療所の患者数、今、大変ふえたということで診療所の診療時間を延長するため、時間外手当を増額するものであります。

以上であります。

続きまして、議案第80号 平成20年度利根町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、補足してご説明申し上げます。

4ページ、お聞きいただきたいと思います。

歳入でございます。

款1支払基金交付金で1,578万2,000円の増額となっております。これは、支払基金からの過年度分の医療費交付金でありまして、平成19年度、前年度の老人保健交付金が確定したことにより追加交付があったものであります。

続きまして、歳出でございますけれども、款2諸支出金、目1一般会計繰出金で1,578万2,000円を増額するものであります。先ほど言いましたとおり19年度の精算に伴う支払基金からの追加交付を一般会計に戻し入れするため増額するものであります。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第81号について補足説明を求めます。

都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第81号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第2表の地方債でございます。これは、利根浄化センターにおきます流域下水道事業の建設負担金を借り入れするものでございますが、老朽化したしました施設の追加工事を実施するということで220万円を増額補正いたしまして、限度額を480万円とするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳入ですけれども、款4の繰入金、目1財政調整基金繰入金166万7,000円の増額、これと、款7町債の目1下水道債220万円の増額につきましては、この後、説明します歳出で増額となりますものの財政措置でございます。

歳入ですけれども、款1下水道費、目1公共下水道建設事業費209万7,000円の増額ですけれども、今ほど申し上げました第2表でご説明いたしましたけれども、本年度、利根浄化センター内の追加工事を実施するというので、利根町の負担分といたしまして209万7,000円を増額補正するものでございます。

目2の公共下水道維持管理費ですけれども、177万円を増額するものでございますが、これは、本年度の消費税納税額が申告によりまして確定しましたことから、不足額が生じたので、今回、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第82号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第82号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）について、補足してご説明申し上げます。

2ページ、お聞きいただきたいと思っております。

第1表の債務負担行為の補正でございます。これは、町営霊園環境整備業務委託でありまして、共用部の清掃及び除草、剪定、害虫防除等の環境整備を業務委託するためでありまして、平成21年4月から実施したいため、債務負担を行うものであります。期間といたしましては平成20年度から21年度までで、限度額といたしましては352万8,000円であります。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第83号について、健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第83号 平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお聞き願います。

今回の補正につきましては、介護保険制度改正によるシステム改修に伴う補正でございます。改正内容でございますが、介護認定調査項目の変更によるものでございます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、目4の介護保険事業費補助金14万7,000円でございます。これは、システム改修費補助金で歳出におきますプログラム修正業務委託費の3分の1を計上してございます。

款6繰入金、目1の一般会計繰入金83万3,000円の増額でございますが、事務費繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、目1の一般管理費で98万円の増額ございま

す。介護保険制度改正に伴います事務処理システムプログラムの修正業務委託費が44万1,000円、また、新認定ソフト運用のためのパソコン等購入費で53万1,000円、また、介護認定審査会議事録用のICレコーダー購入費が8,000円でございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第84号について、水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

水道課長（飯塚正夫君） 議案第84号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明いたします。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございますが、収入支出ともに580万円を増額補正しております。これは、前回の負担金の残額と今回の負担金合わせまして、消火栓を9基、追加設置する予定であります。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君より、訂正箇所の説明がありますので、許可します。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） 先ほど利根町一般会計補正予算（第4号）のところで、基金の名称を誤って申し上げましたので、訂正させていただきたいと思っております。

12ページでございます。

12ページの目11の利根町総合運動公園建設基金繰入金と、それから、目12の利根町図書館整備基金繰入金のところ、公共公益施設維持整備基金と申し上げるところを公共公益整備事業基金というふうに誤って申し上げましたので、公共公益施設維持整備基金ということで訂正をお願いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第4号）及び議案第84号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第2号）の7件については、本日は、議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月11日に、質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前 11 時 53 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第13、議案第85号 財産の取得についてを議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第85号 財産の取得についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第85号 財産の取得につきまして、補足して説明いたします。

利根町消防団第14分団消防ポンプ自動車買いかえのため、下記のとおり財産を取得するものでございます。

取得する財産が消防ポンプ自動車、取得金額が1,543万5,000円、契約の相手方が茨城県石岡市国府5 - 2 - 25、有限会社鈴機代表取締役鈴木直人。

契約の詳細につきましては、参考資料の物品購入契約書の方をご参照いただきたいと思います。

以上のとおり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の方に提案するものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

議案第85号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第85号 財産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決され

ました。

議長（岩佐康三君） 日程第14、議案第86号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第86号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について、補足してご説明申し上げます。

これは、利根町固定資産評価審査委員会委員3名のうち1名が今年24日付で任期満了となるため、下記の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。

住所が利根町大字羽根野850番地206、氏名が宇都宮康雄様、生年月日が昭和14年4月20日。

任期につきましては、平成20年12月25日から3年間となります。

また、宇都宮氏の略歴につきましては、議案第86号の参考資料のとおりでございます。

以上のとおり地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るため提案するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第86号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま利根町固定資産評価審査委員に選任されました宇都宮康雄氏が本会議場におられますので、あいさつをお願いいたします。

〔利根町固定資産評価審査委員会委員宇都宮康雄君登壇〕

利根町固定資産評価審査委員会委員（宇都宮康雄君） ただいま固定資産評価審査委員会委員として、皆様のご同意いただきました宇都宮康雄でございます。

この審査委員会委員としての職務は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査及び決定を行うというものでありますので、私といたしましては、公平かつ中立的立場に立ち、その職務を誠実に全うしたいと考えておりますので、議員の皆様には、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

議長（岩佐康三君） あいさつが終わりました。

---

議長（岩佐康三君） 続きまして、日程第15、議案第87号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第87号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、補足説明申し上げます。

提案理由をちょっと見ていただきたいと思いますけれども、提案理由といたしましては、茨城県後期高齢者医療広域連合の運営のより一層の円滑化を図るため、広域連合の議員の定数、選挙の方法等を変更するとともに、関係市町村の長の代表で構成する協議組織を設置することに伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて関係市町村と協議する必要があるため、地方自治法第291条の第1項の規定により提案するものであります。

今回の規約改正の趣旨について、ご説明申し上げます。

現行の広域連合の議会の議員の定数は22名でありまして、関係法令及び広域連合規約の規定に基づき、経費の負担はするものの、広域連合議会において直接的に意見反映ができない広域連合の構成する市町村が存在することから、このような状況を解消するため、広域連合の議会の議員の定数を44名に変更をするものであります。

また、広域連合の運営に関する重要事項等について審議するため、関係市町村の長の代表者で構成する広域連合協議会を置くことができることを定め、広域連合のより円滑な運営を資するため変更をするものであります。

それでは、お手元に配付いたしました新旧対照表につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、目次の中の現行「第5章 雑則（第19条）」を「第5章 協議組織（第19条）」、「第6章 雑則（第20条）」に改めるものであります。これは、新たに協議会の組織の章

及び1条がつけ加えられたことに伴い、雑則の章が6章として繰り下がったことにより改正するものであります。

続きまして、第7条は、議会の組織でありまして、第1項は、広域連合の議員の定数、現行22名から44名に改正するものであります。広域連合議員の定数を44名としたのは、第8条において、広域連合議員として関係市町村から1名を選挙とすると定めたことによるものであります。

第2項は、広域連合の議員は、関係市町村の議会の議員により構成することを定めたものであります。

次のページ、お願いいたします。

第8条は、広域連合議員の選挙の方法でありまして、改正案の第1項は、広域連合の議員は、関係市町村の議会において1名を選挙することを定めたものでありまして、広域連合議員の選挙は、関係市町村の議会における間接選挙によることを定めたものであります。

第2項は、広域連合議員に係るその関係市町村の議会における選挙は、地方自治法第118条の規定の例により行うことを定めたものであります。この118条は、投票による選挙、指名による選挙及び投票の効力の意義ということが規定されているものであります。

続きまして、第3項は、広域連合議員の任期満了以外の理由により選挙については、速やかに行うことを定めたものであります。同項は、規約の改正により条文が繰り上がったことにより、条文の改正はございません。

続きまして、第9条は、広域連合議員の任期でありまして、現行の第2項中「長又は」を「議会の」に改めるものであります。これは、広域連合議会が関係市町村の議員としての身分を失ったとき、同時に広域連合の議員としての身分を失うことを定めたものであります。

続きまして、改正案の第5章、協議組織であります。

第9条は、広域連合に、その運営に関する必要な調整を行うため、関係市町村の代表で組織する協議会を設置することを定めたものであります。

続きまして、雑則の第5章を第6章に改め、また、第19条を第20条に改めるものであります。

続きまして、附則でございますけれども、3ページ、4ページ、お聞きいただきたいと思います。

規約の変更につきましては、広域連合の申請により都道府県知事の許可が必要であることから、この規約の施行期日を茨城県知事の許可があった日以後、初めて、その期日を告示される広域連合議員の一般選挙から施行することを定めたものであります。また、現在の広域連合の議員の任期は、平成21年3月19日までで任期満了となるものであります。公職選挙法に基づきまして、任期満了の日前30日以内に行うことを定めておりまして、平成21年2月17日から同年3月18日までの間に選挙を行うものであります。



以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） ただいま広域連合の件について説明がありましたが、1点、聞かせていただきます。

第19条の広域連合に、その運営に関して必要な調整を行うため、関係市町村の長の代表者で構成する協議会組織を置くとなっておりますが、これを具体的に説明をいただきたいんですが、長の代表者とは、町村からの代表者あるいは市町からの代表者なのか、それとも県南地区からの代表者なのか、そういう点。代表者とは、どういうふうに区割りというのか、どんなふうになっているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、飯田議員の質問にお答え申し上げます。

第19条の中の関係市町村の長の代表者というものがだれを指すかということでございますけれども、茨城県内の市町村長の代表、ですから、市長及び町長でございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 12番飯田 勲君。

12番（飯田 勲君） ただいまは市町村長の代表者という説明ですが、代表者となると、具体的に申し上げれば、利根町の町長は代表者になれないおそれもあるということなんでしょうか。その点、お聞かせ願います。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、お答え申し上げます。

確かに、代表者で構成するということになっておりまして、その代表者につきましては、44市町村の全部の長が入るというわけではございません。また、その内容につきましては、広域連合の議会において規則で定めて、そのエリアを決めるということでございます。これから、広域連合の議会の中で協議されると思いますけれども、その中でエリアを設けて、その中の代表者を選ぶという協議が進んでいるということでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 12番飯田 勲君。

12番（飯田 勲君） ということは、これから、そういう具体的なものが議会で決まるということで、今のところは、この代表者の定数とか、エリアというのか、区割りというのか、そういうのは一切まだ決まっていないということなんでしょうか。その辺、お願いし

ます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、お答え申し上げます。

それでは、若干、経緯についてご説明申し上げます。

町の方に変更の協議があったのが、広域連合の議会において8月16日に開催された中で、この議会の中で、協議して市町村の意見を聞きなさいということがあったため、議会の方に変更の議案を提出したものでございます。

それで、特に、全市町村長を対象にしなかったという理由が、やはり議論になっているということで、事務局の方でいろいろやったことを関係市町村の課長たちで協議するわけでございますけれども、その中で、一堂に首長さんたちを集めて協議するのには大変だろうということで、その中の代表者、特にいろいろな、国保で言いますと国保の運営協議会だとかという形で組織がございますよね。その中においても、各地区を分けて代表者をやっているという、そういう例にならって代表者を、全部じゃなくて各地区の代表でやりましょうという形でいるということです。

ちなみに、4地区を区分けして3人ぐらいはどうだという形で議論が進んでいるということは、情報として入っているところでございます。

ちなみに、やはり決定するのは広域連合の規則の中でございますので、これらを受けて、各市町村から受けて、その後、議会を開いて決めるという段取りを聞いております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第87号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 続きまして、日程第16、議案第88号 利根町教育委員会委員の任

命についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 議案第88号 利根町教育委員会委員の任命につきまして、補足して説明申し上げます。

これは、利根町教育委員会委員のうち1名の任期が今月末日をもちまして満了となるため、下記の者を任命したいので、同意を求めるものでございます。

住所が利根町大字中谷11番地、氏名が山中亮助様、生年月日が昭和16年8月5日。

任期につきましては、平成21年1月1日から4年間となります。

また、山中氏の略歴につきましては、別添の参考資料の方をご参照願いたいと思います。

以上のとおり利根町教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得るため提案するものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第88号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第17、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、補足してご説明申し上げます。

人権擁護委員の任期満了に伴うものでありまして、引き続き、利根町大字布川3080番地の北見孝齊氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くため提案するものであります。

任期につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

本件の諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、昨年6月の法改正により、この案件については、地方行政答申と異なり国の省庁への答申であり、そこで最終決定されますので、質疑、討論を省略して、候補者を推薦する方法になりました。よって、当議会としましては、法改正案に沿った審議をしたいと思っております。

お諮りいたします。

本件については、諮問案のとおり適任者と認め答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は適任と認め答申することに決定いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第18、休会の件を議題といたします。

明日12月6日から12月8日までの3日間は、議案調査のため休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、明日12月6日から12月8日までの3日間は、議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は、12月9日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後零時22分散会